

制度情報—2021年1月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

行政処罰法

(発令元) 全国人民代表大会 常務委員会

(法令番号) 主席令第70号

(公布日) 2021年1月22日

(施行日) 2021年7月15日

1. 主なポイント

- (1) 新たに「行政罰」について定義する条項を追加し、行政罰行為とその他の行政行為の境界を明確にした。(第2条)
- (2) 行政罰の種類を新たに増やし、「公示批判、資格等級の引下げ、生産経営活動に対する制限、業務従事制限」等の行政罰を追加し、例えば「終身の車両運転禁止」を、業界分野の「信用失墜ブラックリスト」に登録する等とした。(第9条)
- (3) 資格を有する郷、鎮、街道の弁事処に対し、一定の行政罰権限を新たに付与した。(第24条)
- (4) 処罰を与えない状況について新たに規定し、違法行為が確かであった場合でも、故意による過失がないことを証明する証拠があるならば、行政罰を与えないとした。(第33条)
- (5) 食品、医薬、銀行等の分野において、公民の生命の健康と安全、金融の安全に関わる違法行為に対する行政罰の時効を、もとの2年から5年に延長した。(第36条)
- (6) 行政罰の事案処理期間をもとの60日から90日に延長し、行政機関が証拠取得、事情聴取、法制審査を行うのに必要な時間を与えた。(第60条)

2. 今後の留意点

今回の改正ではかなり多くの重要な変更があり、新たに22条項が追加され、1996年に『行政処罰法』の施行が開始されて以来最大の変更となった。社会が発展する過程で出現する各種の新たな現象や問題により適応し、行政法執行のプロセス、実体が全て適法であることの要求を満たすために、本法が改正された。企業の生産・運営に大きく影響する条項も少なからず含まれているため、日系企業には特に留意いただきたい。(全86条)

企業名称登記管理規定

(発令元) 国務院

(法令番号) 国務院令第734号

(公布日) 2021年1月19日

(施行日) 2021年3月1日

1. 主なポイント

- (1) 企業名称の構成要素及び基本的規範を整備し、企業名称に関する禁止要求を詳細化するとともに、外商投資企業、中国国外の分支機構、企業グループ又は持株会社の名称の登記規則を明確に定めた。（第6条、第11条、第12条、第13条、第14条等）
- (2) 企業名称申請のセルフサービス制度を確立し、申請者は企業名称申請システムから、又は企業登記機関の窓口で情報や書類を提出することにより、予定する名称について照会、比較したうえで要求に適合する企業名称を選択することができるようになった。（第16条）
- (3) 企業名称の事前登記の保留期間をもとの1年から2ヶ月に縮減し、申請者は保留期間が満了する前に企業登記を申請しなければならないとした。（第18条）
- (4) 企業名称の事中・事後監督管理を強化し、企業名称を利用して不正競争行為を行うことや他社の適法な権益を損なうことを禁止した。（第23条、第24条）

2. 今後の留意点

今回の『企業名称登記管理規定』の改正では、企業による企業名称の自主選択権が尊重された一方で、市場監督管理局の企業名称に対する事中・事後の監督管理が強化された。違法に登記した企業名称を使用すると、政府機関により経営異常リストに登録されるリスクがある。日系企業では本規定中の企業名称に関する禁止規定に留意し、規定を厳守して企業名称の申請、使用をされるよう勧める。（全26条）

汚染物質廃棄許可管理条例

（発令元） 国務院

（法令番号） 国務院令第736号

（公布日） 2021年1月29日

（施行日） 2021年3月1日

1. 主なポイント

- (1) 汚染物質排出許可証の審査認可機関、申請方式・書類についての要求を明確に規定し、汚染物質排出者はオンラインプラットフォーム等を通じて、生産経営場所の所在地における市級以上の生態環境所管機関に申請することができるとした。（第6条、第7条、第8条）
- (2) 汚染物質排出許可証の審査認可の所要時間を明確に定め、重点管理対象企業の場合は30日、普通管理対象企業では20日とした。（第12条）
- (3) 汚染物質排出の具体的な要求及び法的責任に応じて、汚染物質排出者は法により自らモニタリングを行い、モニタリング記録は少なくとも5年間保管しなければならないことを明確に定めた。（第18条、第19条、第20条等）
- (4) 事中・事後監督管理における生態環境所管機関の職責権限を強化し、生態環境所管機関は汚染物質排出者の信用記録及び生態環境管理上のニーズ等の要素に基づき、検査の頻度や方式を確定することができるとした。（第25条）

- (5) 汚染物質排出者に対する処罰を加重し、許可証のない汚染物質排出、期限の切れた許可証を更新せずに汚染物質の排出を継続した企業・組織に対し、期限内の是正、生産停止・整理を命じ、最高 100 万円の罰金を科し、情状の重大な場合は操業停止、封鎖を命じるとした。（第 33 条）

2. 今後の留意点

本条例では大気、水等への汚染物質排出リスクのある企業が行う、汚染物質排出許可の申請及び日常の生産経営について具体的な対応要求を示して企業の違法責任を明確にした。企業の日常経営における汚染物質排出管理にかかる要求等、本条例の一部の内容に関わりのある日系企業では特に留意されたい。（全 51 条）

外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法

（発令元） 商務部

（法令番号） 商務部令 2021 年第 1 号

（公布日） 2021 年 1 月 9 日

（施行日） 2021 年 1 月 9 日

1. 主なポイント

- (1) 本弁法の適用範囲を明確に定めた。（第 1 条、第 2 条）
- (2) 外国の法律及び措置の不当な域外適用への対応を行う所管機関として、商務部、発展改革委員会及びその他の機関により業務メカニズムを構成し、これらが共同で担当することを規定した。（第 4 条）
- (3) 「ロング・アーム管轄」に対抗する具体的措置や手順を規定した。中国の企業（外資系企業もこれを含む）が、外国の法律及び措置により第三国企業との商業・貿易活動を禁止又は制限された場合、30 日以内に国務院商務所管機関に報告しなければならず、その後業務メカニズムによる評価・確認が行われ、禁令を公布するかどうか決定される。（第 5 条、第 7 条）
- (4) 禁令措置を遵守することにより企業の適法な利益に重大な損失がもたらされる場合、法により禁令遵守の免除を申請でき、業務メカニズムは自由裁量権を持つ。（第 8 条）
- (5) 中国の企業、個人が外国の法律又は措置の不当な域外適用を受けた場合の救済ルートを明確に示し、裁判所に提訴して損失の賠償を請求することができるとした。（第 9 条）

2. 今後の留意点

本制定により「ロング・アーム管轄」に対抗するための枠組みとなるガイドラインが提供され、中国の企業（外資系企業を含む）の適法な権益が一定程度において守られた。ただし、求償制度の賠償範囲、求償手段及び法律適用等の実務的問題については、中国政府による実施細則の制定もしくは法執行、司法実践の中での明確化が待たれる。

『外商投資奨励産業目録（2020年版）』の執行にかかる問題に関する公告

（発令元）税関総署

（法令番号）税関総署公告 2021 年第 9 号

（公布日）2021 年 1 月 26 日

（施行日）2021 年 1 月 27 日

1. 主なポイント

- (1) 関税の徴収を免除する商品の範囲を明確に定めた。（第 1 条）
- (2) 外商投資項目への「産業政策条目コード」の適用方法について明確に定めた。（第 2 条）
- (3) 2021 年 1 月 27 日より以前に設けられた項目に対する政策適用について、明確に定めた。（第 3 条）

2. 今後の留意点

2020 年 12 月 27 日、国家発展改革委員会、商務部より『外商投資奨励産業目録（2020年版）』が公布された。当該目録を正確に執行し、企業が関連の政策をよりよく享受できるよう、税関総署により本公告が制定された。関連する日系企業は、自らが『外商投資奨励産業目録（2020年版）』で奨励される投資項目に該当するかどうか確認することにより、優遇政策を適切に利用して企業コストの節約に役立てることを勧める。

『信用調査業務管理弁法（意見聴取稿）』にかかるパブリックコメントの通知

（発令元）中国人民銀行

（公布日）2021 年 1 月 11 日

1. 主なポイント

- (1) 信用情報とは、個人や企業の身分、住所、交通、通信、債務、財産、決済、消費、生産経営、法定義務の履行等の情報であると定義し、さらにこれらの情報の分析、評価により得られる情報も全て信用情報に属することを明確に定めた。（第 3 条）
- (2) 信用調査機関が企業、個人の信用情報を収集、整理、加工、提供、使用するにあたっての原則及び要求について定めた。（第 10 条、第 12 条、第 16 条、第 19 条等）
- (3) 信用調査機関から国外への信用情報提供を行う場合の規則や制限について明確に定めた。（第 36 条）
- (4) 信用調査機関は、社会公衆及び中国人民銀行による監督を受けることについての具体的事項及び違法責任について明確に定めた。（第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条）

2. 今後の留意点

この度『信用調査管理弁法』の意見聴取稿が発表されたことは、中国政府が企業、個人の信用情報が随意に収集され、濫用される現状を重視し、これを法令面から管理、監督するようになったことを反映している。本弁法は今後短期間中に正式に公布・施行される可能性があるため、日系企業では随時注目し、関連する情報を速やかに把握するよう勧める。

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2017年10月16日、青島市のある日系企業に勤務する従業員Aは勤務中に携帯電話で遊んでいたところを見つかり、会社はただちに就業規則の規定によりAに書面の警告処分を与えた。2017年11月14日にも、Aは同様の原因により再度警告処分を受けるとともに、会社はAを班長からオペレーターに降格しようとしたが、Aはこの処分を拒否した。2018年5月15日、会社はAに作業エリア内のある操作機器の前での作業を指示したが、Aはこの指示を拒否したため、会社は社内規則制度への重大な違反を理由に、5月18日付でAとの労働契約を一方的に解除するとした。会社では、当時労働組合が設立されておらず、このため今回の契約解除について労働組合への通知のプロセスは履行不可能と判断して直接労働契約解除を実行した。

2018年5月22日、Aは労働契約解除の前に労働組合への通知が行われなかったことを理由に、会社に対し労働契約の違法解除にかかる賠償金の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

労働仲裁や訴訟の案件において、従業員が会社による労働契約解除の理由（社内規則制度への重大な違反等）が成立しないものと主張することは多いが、本件においてはAからそのような主張があったわけではない。このため、労働組合を設立していない会社で一方的に契約を解除する場合にも労働組合（会社所在地の総工会等の上級労働組合）への通知が必要となるかどうか、本件の紛争の焦点となる。

3. 弁護士分析

(1) Aが自らに会社の規則制度への重大な違反行為があったことを認めている点は、会社の以後の応訴対応において有利となる。

(2) 『労働契約法』では、会社が一方的に労働契約を解除するにあたり、原則として事前に労働組合への通知を行うべきであると規定されているが、現行の司法解释において最高人民法院は、あくまで労働組合を設立している企業には労働組合への事前通知の義務があると規定しているだけで、労働組合を設立していない企業に通知の履行義務があるかどうかについては明文規定が存在しない。また、会社の所在する青島市にも、この問題に関する明文規定は設けられていない。

このため、本件において会社側は「労働組合を設立していない使用者に、事前の労働組合への通知を義務付ける法律規定は存在しない」ことを根拠に答弁を主張することが可能となる。

Aが自身に重大な規則違反行為が存在したことは認めていることから、労働仲裁委員会及び裁判所により会社を支持する裁決が下される見込みは高くなる。

4. 司法判断

労働仲裁委員会は従業員Aの主張を認めたが、一審、二審裁判ではいずれも会社の答弁主張が支持され、会社による従業員Aの労働関係解除は適法かつ有効であるとの認定により、賠償金の支払いは不要とされた。

5. 留意点

(1) 実務において、労働組合を設立していない使用者が一方的に労働契約を解除するにあたり労働組合への通知が必須かどうかについては、各地方により要求が異なる。

●江蘇省では、『江蘇省労働契約条例』第31条により、使用者が労働組合を設立していない場合、使用者の所在地の上級労働組合に通知しなければならないと明確に規定されている。

●北京市、上海市、青島市のケースにおいては、裁判所の見解がそれぞれ異なり、上級労働組合への通知を要求するところと、通知不要とするところがある。

●大連市では、通常通知は不要とされる。

このため、日系企業において会社からの一方的なリストラ実行を決定するにあたっては、まず現地の法規による要求を確認する必要がある。

(2) 実行時の実務対応としては、まずは所在地の上級労働組合組織（街道、園区の労働組合、区総工会等）に掛け合って状況を説明し、労働組合の意見を仰いだうえで、一方的な労働契約の解除を行ったことを、上級労働組合組織に書面で事後報告しておくことで、労働契約の解除に関する法律上の手続き要求を満たし、後続の法的リスクを極力回避することが望ましい。